

令和2年4月14日

各県立学校長様

教 育 長
(学校経営戦略推進課)

県立学校における臨時休業について（通知）

本日、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る広島県教育委員会の考え方について（0414）」（別紙1）が決定し、新型コロナウイルス感染症の感染リスク回避と県民の不安解消を図る観点から、これまで臨時休業とした広島市内、三次市内、庄原市内、福山市内、府中町内及び海田町内を含む全ての県立学校を臨時休業とし、新たに臨時休業する県立学校の休業期間を4月16日（木）から5月6日（水）までとしました。

感染拡大防止及び幼児児童生徒の学習機会の確保を図る観点から、対応する事項について別紙2のとおり取りまとめましたので、これを踏まえて教育活動を進めてください。

臨時休業期間における各学校の教育活動を進める上でのニーズや不安に思う点などについて、学校経営戦略推進課までメール又は電話で連絡してください。

担当 学校経営支援担当
電話 (082)513-4966(ダイヤルイン)

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る

広島県教育委員会の考え方について（0414）

- ① 広島県で4月13日に「感染拡大警戒宣言」が行われたこと、また、感染リスクの回避と県民の不安解消を図るという二つの視点に立って、全ての県立学校において臨時休業を実施することとする。
- ② 学校を臨時休業する場合は、幼児児童生徒の学習機会の確保等について、最大限の配慮をしながら進めることとし、その際には、期間を明示して実施することとする。
- ③ 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底することとする。

○ 4月16日（木）から5月6日（水）までの臨時休業中の留意事項のまとめ

- 1 幼児児童生徒に登校させる際には、必ず自主登校としてください。この場合、登校しても出席扱いとはならず、登校しなくても欠席扱いとはならないことに留意してください。なお、自主登校において、学年・学級や曜日・日にち・時間等を設定して登校させる場合には、分散して登校させるなど感染拡大防止対策を行ってください。
- 2 自主登校中は、学習機会の確保、進路の実現などの観点から、個々の幼児児童生徒にとって最適な学びとなることなどを考慮するとともに、心のケアに配慮しながら教育活動を行ってください。
- 3 休業中の学習指導については、ICT（パソコンやスマートフォン）を活用することも含め、自宅における学習も可能になるよう検討してください。
- 4 休業中は、部活動については、実施しないこととします。
- 5 臨時休業中の自主登校の際には、感染防止の観点から、例えば、通常の登校時とは異なる通学方法・服装（私服）などを可能とするなど柔軟に検討してください。
- 6 特別支援学校については、休業中に分散自主登校を行います。

【参考】令和2年4月10日付け教育長通知「広島市域内にある特別支援学校における一斉臨時休業等について」から抜粋

2 自主登校

保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない幼児児童生徒について、社会福祉サービス等の利用ができない等のやむを得ない理由により、日中、居場所を確保できない等の場合は、個々の状況をよく把握した上で、当該幼児児童生徒の自主登校を受け入れるものとする。ただし、この場合、保護者等に対して、今回の臨時休業の趣旨を十分説明し、その目的を達せられるように理解を求めるものとする。

3 分散自主登校

「2 自主登校」に記載しているもののほか、心のケアや補習等を目的として、希望する幼児児童生徒については週1日に限り自主的な登校を受け入れるものとする。

各校において、学部や学年等ごとに分散自主登校を受け入れる曜日を設定すること。

なお、分散自主登校日は授業日ではないことから、登校を強制するものではないことを保護者に十分周知すること。

- 7 自主登校を実施する際には、令和2年3月26日教育長通知「令和2年度県立学校における教育活動の再開等について」の別紙でお示ししたとおり、学校における感染症対策を行ってください。

(1) 感染源を絶つこと

- ・37.5度以上の発熱等の風邪の症状（咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）がみられる幼児児童生徒については、自主登校させない。
- ・生徒等は、保護者の協力を得て、自主登校前に毎朝の検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察カード」に記録し、学校で確認する。登校前に確認できなかった生徒等については、保健室等での検温及び体調不良等の確認をする。
- ・自主登校してきた幼児児童生徒には、体調不良の有無を確認する声かけを行うなど、健康観

察を徹底する。

(2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケット（マスクやハンカチ等で口・鼻を覆う）を徹底するとともに、特に多くの生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、丁寧に水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

※ マスクは、手作りのものでも飛沫の飛散を防ぐのに役立ちます（色・柄は問わない。）。

※ 正しい手洗いや咳エチケットなど、感染症対策を徹底しましょう。

※ 清掃用消毒液がない場合も、丁寧に水拭きを行うことで付着したウイルス量を減らす効果があります。

(3) 集団感染のリスクへの対応

3つの留意事項（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する。

- ・ 1時間に1回は教室等の換気を行い，密閉空間にしない。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
- ・ 多くの人が密集する環境を作らないため，例えば，教室等の利用人数を定員の1/2以下（定員40人の教室を20人以下で利用）とする工夫をする。

※ 自主登校等を行う場合の留意事項の詳細については，令和2年3月26日付け教育長通知「令和2年度県立学校における教育活動の再開等について」を確認してください。